

Stockholm International Peace Research Institute  
**POSTURES FOR NON-PROLIFERATION:**

*Arms Limitation And Security Policies  
To Minimize Nuclear Proliferation*

viii + 168p, 1979, Taylor & Francis Ltd, London.

黒 沢 満

紹介「不拡散のための姿勢」(黒沢)

一九六八年の核兵器不拡散条約(NPT)は、現代軍縮国際法の中心的存在であるが、その本質は、核兵器国と非核兵器国を分離し前者には核兵器の所有を認めるが後者にはそれを認めないとする差別的なものであり、「核・非核兵器国体制」の形成であると考えられる。条約が成立したのは、核兵器の拡散が核戦争の危険を増大させるであろうという一般的な認識およびその条約が真の核軍縮に向けての一步となりうるであろうという期待からである。その後一九七三／七四年の石油危機および一九七四年のインドによる核爆発などを契機として、再び不拡散を強化するための措置がとられるが、それはロンドン供給国クラブ、米国の不拡散法およびINFCE(国際核燃料サイクル評価)などに見られるように、核物質、核装置、核技術などの輸出制限もしくは国際保障措置の強化など技術的な側面に集中しており、本質的な問題である政治的な側面には進展は見られない。

以下に紹介する「不拡散のための姿勢——核拡散を最小限にするための軍備制限・安全保障政策」は、理論面および実証面の両方より、核兵器国と非核兵器国の間の差別性とその解消、さらに核兵器が拡散する危険とその最小化の問題を本質的な問題である政治的な側面から、特に核兵器国の姿勢との関連で取り扱ったものである。

本書は、ストックホルム国際平和研究所の研究員であった Dr. End C. B. Schoettle によって書かれ、Felicity Roos および Connie Wall により編集されたものである。まず本書の目次を示し、次に内容をかなり詳しく紹介し、最後に若干の批判を試みる。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

## 序文

### 第一章 概説

#### I 定義

#### II 前提

### 第二章 核拡散を最小限にするための軍備制限・安全保障

#### 政策・戦略議論

#### I 非核兵器国の政策目的

#### II 非核兵器国の政策目的を満足させる二つの戦略

#### III 結論

### 第四章 NPT再検討会議、一九七五年

#### I 軍備制限軍縮措置

#### II 安全保障

#### III NPTの将来における再検討

### 第五章 結論

### 第三章 NPTの交渉、一九六五—六八年

序文において、ストックホルム国際平和研究所の事務局長である Frank Barnaby は、「核兵器国の軍備制限・安全保障政策と非核兵器国による核兵器の取得の体系的な分析は高く評価されると述べると共に、核拡散の防止に関心があるならば、拡散を防止できる核燃料サイクルを考案するのに付け加えて、核拡散を最小限にするような大国のための長期的な軍備制限・安全保障政策を確認しなければならない」と述べる。

第一章の「概説」において、著者は、核兵器の拡散を最小限にするための効果的な政策を設定するためには、国際安全保障体制における大国——特に核兵器国——の軍備制限・安全保障政策が、独立した核兵器能力を取得するか否かに関する非核兵器国の決定にどのように影響するかを検討することが必要であると述べ、それはまず、核拡散の戦略的論文におけるこの関係についての議論を分析することにより、第二に、一九六八年の核兵器不拡散条約(NPT)の交渉期間および一九七五年の再検討会議において核兵器国と非核兵器国の間で行なわれたこの関係についての議論を分析することにより明らかになると主張する。

「I 定義」の問題として、まず核兵器国のクラスを「核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義し、そこには米国、ソ連、英国、フランス、中国、インドの六カ国が含まれること、すなわちNPTの定義から時間的要素を取り除いたことを明らかにし、それ以外の非核兵器国のうち三〇—四〇カ国は二〇〇〇年までに核兵器国になる潜在能力を持っていると述べる。

次に核兵器拡散防止のアプローチとして、非核兵器国が核兵器能力を得ようと決心すればそれを防止できるような現実的な輸出政策も保障措置体制もないと考えるので、核エネルギー能力の拡散を制限する政策は取り扱わないことを明らかにし、本書は、非核兵器国のさまざまな目的を満足させ、そのことによって独立した核兵器能力を取得しようとするあらゆる意図を最小限にし、集団的に一層の核拡散を最小限にするような長期的な軍備制限・安全保障政策をもつば取り扱うことを明らかにする。

「II 前提」において著者は、本書の前提として、まず第一に、非核兵器国への核兵器の拡散を最小限にすることは、長期的に見れば安定した国際安全保障体制にとっての必要条件である

ること、第二に、NPTおよびそれを取りまくより広い軍備制限・安全保障体制は、核兵器国の有利にそして非核兵器国にとっては不利なように差別している。核兵器の拡散を最小限にすることはできないこと、第三に、NPTは核兵器拡散防止のための個別的な軍備制限措置として分析しても無駄であり、むしろNPTは核兵器国および非核兵器国の両方の軍備取得、軍備制限および安全保障政策を包含するさらにもっと包括的な国際安全保障制度の一つの構成物と見なすべきことを挙げる。すなわち、核兵器の拡散は不安定要因であること、NPTの差別性および包括的かつ世界的な展望における認識の三点である。

第二章「核拡散を最小限にするための軍備制限・安全保障政策・戦略議論」においては、NPTを最もよく補強拡大し、二〇〇〇年まで核兵器の拡散を最小限にしようとする軍備制限・安全保障政策に関する核拡散の戦略的文獻における議論が検討される。この章は三部に分けられ、第一に、この期間に核拡散が最小限にされるべきであるならば、広汎な反拡散体制によって満足させられなければならない非核兵器国の軍事的安全保障および政治的威信という目的が検討される。第二に、非核兵器

国のさまざまな目的に対応するために核兵器国が採用するであろう二つの仮定的な総合的軍備制限・安全保障戦略——High Posture Doctrine（高姿勢理論、以下HPDと言う）とLow Posture Doctrine（低姿勢理論、以下LPDと言う）——が検討される。そして第三に、非核兵器国のさまざまな目的を満足させ、したがってNPTを拡大させ将来の核兵器の拡散を最小限にするのに適切な軍備制限・安全保障政策が確認される。すなわち著者は、緩和された（modified）LPDが将来の核拡散をもっとも最小限にするであろう包括的な反拡散制度であると結論する。

「I 非核兵器国の政策目的」は、軍事的安全保障という目的と政治的威信という目的に分けて行なわれ、まず第一に非核兵器国は核兵器の取得によりその軍事的安全保障を強化しようとする。と述べ、四つのケースに区分して検討する。

目的(1)は、米國およびソ連による核または通常兵器による攻撃あるいは核の威嚇に対する抑止、防衛または報復という目的であり、ソ連、英國、フランス、中国はこの目的のために核兵器を取得したと述べる。この目的のため戦略および戦術核兵器を取得するかもしれない大國として西ドイツ、日本、将来の西

ヨーロッパ共同体(ソ連およびWTO同盟国に対し)があると  
し、さらにこの目的のために戦術核兵器を開発するかもしれない  
中小国として、オーストリア、ベルギー、カナダ、フィンラ  
ンド、ギリシャ、イラン、イタリア、オランダ、ルーマニア、  
スウェーデン、スイス、トルコ、ユーゴスラヴィア(ソ連およ  
びWTO同盟国に対し)、並びにブルガリア、チェコスロヴァ  
キア、東ドイツ、ポーランド(米国およびNATO同盟国に対  
し)があると述べ、さらに自殺的抑止の威嚇として小規模で脆  
弱な先制第一撃能力を得るかもしれない中小国としてイスラエ  
ル、ルーマニア、ユーゴスラヴィア(ソ連に対し)、キューバ、  
リビア、サウジアラビア(米国に対し)を挙げる。

目的(2)は、二流核兵器国による核または通常兵器の攻撃ある  
いは核の威嚇に対する抑止、防衛または報復という目的であ  
り、インドの核開発は中国に対するものと考えると述べ、この  
目的のために核兵器を取得するかもしれない国として日本、台  
湾(中国に対し)、パキスタン、イラン(インドに対し)、オー  
ストラリア、インドネシア(中国、インドに対し)を列挙す  
る。

目的(3)は、隣接または同じ地域の敵である非核兵器国または

そのグループによる通常兵器の攻撃あるいはそのような敵であ  
る非核兵器国の支配に対する抑止、防衛または報復という目的  
であり、インドの核開発の理由の一つはパキスタンに対するも  
のであると述べる。この目的のため核兵器を取得するかもしれ  
ない国としてイスラエル(アラブ諸国に対し)、南朝鮮(北朝  
鮮に対し)、南アフリカ(黒人アフリカ諸国に対し)、イラン  
(イラクに対し)、オーストラリア(インドネシアに対し)を  
挙げる。

目的(4)は、同じ地域の敵である非核兵器国が核兵器を取得す  
るかもしれないという予測の下に、その敵国を抑止し支配す  
るためもって行動するという目的であり、この目的のために核  
兵器を取得するかもしれない国として、北朝鮮、南朝鮮(相互  
間)、ギリシャ、トルコ(相互間)、ナイジェリア、ザイール(南  
アフリカに対し)、エジプト、イラク、リビア、サウジアラビ  
ア、シリア(イスラエル、イランに対し、または相互間)、オ  
ーストラリア、インドネシア、フィリピン、タイ(日本に対  
し、または相互間)、アルゼンチン、ブラジル、チリ、キュー  
バ、メキシコ(相互間)を挙げている。

非核兵器国の政策目的の第二は政治的威嚇という目的であ

り、非核兵器国は政治的地位および威信を高めるために核兵器の取得を決心するかもしれないこと、多くの非核兵器国は核時代の初めより核兵器が重要な象徴的機能を果たしてきたことを認識していることに言及し、四つのケースに区分して検討する。

目的(5)は、戦後の国際政治秩序における大国との関連で政治的威信を高めるといふ目的であり、この目的のため核兵器を求めるかもしれない国として、ブラジル、西ドイツ、イラン、日本、南アフリカ、将来の西ヨーロッパ共同体があると述べる。

目的(6)は、現在の軍事同盟との関連で政治的威信を高めるといふ目的であり、フランスと中国はそれぞれの核兵器国である同盟国との関連でより多くの政治的独立とより高い政治的地位を得るために核兵器を取得したのであり、インドも既存の同盟への参加を望まないことが一つの理由であったと述べ、西ドイツ、日本、将来の西ヨーロッパ共同体は米国との関連で、ブラジル、イランは非同盟の地位を主張するために核兵器を取得するかもしれないと述べる。

目的(7)は、二流国の地位を得るため、もしくは特定の地域グループとの関連で政治的威信を高めるといふ目的であり、イン

ドの核開発の目的の一つはこれであったことを指摘し、この目的のため核兵器を求めるかもしれない国として、アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、キューバ、エジプト、ギリシャ、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、リビア、メキシコ、ナイジェリア、北朝鮮、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、南朝鮮、スペイン、シリア、台湾、タイ、トルコ、ヴェネズエラ、ザイールが含まれると述べる。

目的(8)は、現在の国際政治序列における地位と権力の配分を変えらるため政治的威信を高めるといふ目的であり、第三世界の多くの国は現在の国際政治序列を大国および他の工業国に有利で彼らに不利な本質的に差別的なものであると考えており、多くの第三世界の国がこのカテゴリーに含まれることを明らかにする。

核兵器国の政策目的のまとめとして、著書は、最も一般的なカテゴリーは目的(1)(4)(7)(8)であるとして、目的(1)の達成に関心をもつ非核兵器国のほとんどは一方の核兵器国から積極的な安全保障を与えられたヨーロッパの工業国であり、これらの国およびその軍事的安全保障という目的を満足させることが反拡散

体制の当初の目的であったこと、目的(4)(7)(8)の達成に関心をもち、国の多くは第三世界の開発途上国で、核兵器国から積極的安全保障を受けていないし受けることを望まない国であり、これらの国が今後の核兵器不拡散の問題に重大な役割をもつことを指摘する。

「Ⅰ 非核兵器国の政策目的を満足させる二つの戦略」の下で、著者は、核兵器国の軍備制限・安全保障政策と、核兵力を開発、取得、配備するか否かの非核兵器国の決定との間には因果関係が存在することを前提とし、核兵器国の態度の二つの択一的なモデルとしてHPDとLPDを区別し、それらの理論の相違を以下の三点にわたって説明する。

まず第一にその主要な政策内容に関して、HPDによれば、二大核兵器国は大量の核兵器を維持し核兵器の急速な質的開発を継続することにより、二大国の核兵器能力と二流核兵器国および非核兵器国とのギャップを最大にし、他の核兵器国による核兵器の使用もしくは非核兵器国による核兵器の取得を抑止するための手段として、核または通常兵器の使用または使用の威嚇という手段を用いる。他方LPDによれば、米ソ両国は少量の核兵器を維持し、核兵器の質的開発の割合を制限し、核兵器

の配備および使用の威嚇の範囲を外交および軍事面で制限することにより(核兵器不配備地帯、非核兵器地帯、消極的安全保障、核兵器先制使用の禁止)、二大核兵器国の核兵器能力と二流核兵器国および非核兵器国とのギャップを最小限にするものであり、非核兵器国による核兵器の取得を抑止するため新しい軍備制限、軍備縮小および安全保障という包括的な義務を引き受ける。

第二に、二〇〇〇年まで核拡散を最小限にするために必要な国際安全保障体制の変化に関して、HPDは二〇〇〇年まで現在の国際安全保障体制の多くを維持しようとし、現在の軍備制限・安全保障政策の実質的な変化を拒否するのに対し、LPDは多くの政策手段を長期的な反拡散戦略に結合させ、二〇〇〇年までに現在の軍備制限・安全保障政策の大幅な変更を求めている。

第三にそれぞれの客観的な機能に関して、HPDは米ソ間の戦略バランスを高いレベルで維持すること、および不拡散の最小限化よりも同盟の団結を維持することを重視する。他方LPDは、米ソの戦略バランスを低いレベルにすることおよび核兵器の使用または使用の威嚇を最小限にすることを、核兵器拡散

を最小限にすることより重視すべきかどうかで一致しておらず、緩和されたLPDは核攻撃に対する使用のための残存的な積極的安全保障を含む理論であり、将来の核拡散を最小限にするという目的が最も重要であると考える。極端なLPDは積極的安全保障を全く受け入れられないものと考ええる。

次に著者は、HPDおよびLPDを前節で検討した非核兵器国の政策目的のそれぞれとの関連で考察する。

まずHPDと非核兵器国の軍事的安全保障という目的との関連を検討し、目的(1)について、米ソが高いレベルでの核戦力を維持し、非核兵器国である同盟国に積極的安全保障を提供していることにより、HPDは目的(1)を達成するため核兵器を取得するという同盟国の動機を最小限にしていることを指摘しているが、目的(2)(3)(4)に関しては、積極的安全保障が限定的な信頼性しかもっていないこと、非核兵器国を満足させるような軍備制限・安全保障政策を主張していないことにより、これらの目的に対してはどちらとも言えないと述べる。

次にHPDと非核兵器国の政治的目的の達成に関して、著者は、HPDはこれらの目的を達成する代替的手段を提供していないこと、またHPDは核兵器から引き出されるユニークな政

治的地位を明示的に強調していること、さらに核兵器が政治的有用性をもつことおよび政治的威信を高めることを示していることなどにより、核拡散を最小限にするため効果的に働かないし、それは逆に非核兵器国に対して核兵器を取得するための積極的な動機および有益な口実を与えるものであると分析する。

LPDと非核兵器国の軍事的安全保障という目的に関して、LPDは核兵器の実質的な制限および縮小並びに許容される核兵器の配備および使用の制限を主張することにより、核兵器から生じる非核兵器国に対する威嚇を最小限にするよう作用すると述べ、積極的安全保障が一定の役割を果たすことを評価しながらも、積極的安全保障が限られた範囲でもつ重要性を強調する。

LPDと非核兵器国の政治的目的の達成に関して、LPDは非核兵器国が重要だと考える国際政治序列の中の関連グループとの関係において政治的威信を高める手段としての独立した核兵器能力を明示的に拒否していること、LPDは核兵器を非難しそのことよって政治的威信を高める手段としての有用性を最小限にしようとするものであり、このことにより非核兵器国の核兵器取得の動機を失わせるものであると述べる。

「Ⅱ 結論」において著者は、両理論の評価として、核兵器

国による緩和されたLPDの採択が非核兵器国のさまざまな政策目的の多くを満足させ、したがってNPTを強化し将来の核拡散を最小限にすると結論する。反拡散戦略としてのHPDの評価はかなり低いものであって、HPDが最も効果的に達成するのは目的(1)のみであり、目的(2)(3)(4)を達成する代替的手段を提供していないし、さらに政治的威信に関してはそれは反拡散戦略としては逆効果をもち、目的(5)(6)(7)(8)を達成するため非核兵器国に核兵器を取得するよう奨励するものであると批判する。

LPDの包括的な評価はかなり高いものであること、LPDはさまざまな非核兵器国の軍事的安全保障および政治的威信という目的を満足させる手段として多くの政策手段を提議していることを述べ、極端なLPDは非核兵器国が目的(1)(2)を達成する手段として軍備制限および使用制限しか提供しておらず、この使用制限にもかかわらず敵対的な核兵器国からの核攻撃という現実的な脅威を感じる非核兵器国は、目的(1)(2)を達成するため独立した核兵器能力を得るよう誘惑されるかもしれないと批判しつつ、緩和されたLPDは、最後の手段として主要な非核兵器国である同盟国への一方的な積極的安全保障の提供と

いう要素を含んでいるので、目的(1)(2)の達成のための追加的な手段を提供していると評価している。しかしLPDの両方の理論とも、敵対的な核大国または二流核兵器国による通常兵器による攻撃に対する抑止または防衛という効果に関してはどちらとも言えないと述べ、目的(3)(4)に関しては両理論とも効果的であり、政治的威信に関する目的(5)(6)(7)(8)に関してはLPDは両方の理論とも核拡散を最小限にすると結論する。

第三章「NPTの交渉、一九六五—六八年」は、核兵器国の軍備制限・安全保障政策と非核兵器国による核兵器の取得の間の関係の性格に関して、一九六五年から六八年にいたるNPTの交渉での核兵器国と非核兵器国との議論を検討し、そこにおける核兵器国と非核兵器国の議論の多くがHPDとLPDの議論と平行していることを明らかにする。全体として、著者は、核兵器国は軍備制限・安全保障措置をNPTと結びつけるのに反対し、非核兵器国はNPTがこれらの措置と分かちがたく結びついていることを主張したと述べ、それは三つの個別の問題に分かれるとし、第一に、どのような核軍備制限軍縮措置が、どのような方法でNPTと結びつけられるべきか、第二

に、どのような種類の安全保障が、どのような方法でNPTと結びつけられるべきか、第三に、実体規定が長い間遵守されなかったり不十分であることのないように、再検討、期間、脱退に關しどのような手続規定がNPTの中に含まれるべきか、に關する議論を検討する。

「I 軍備制限軍縮措置」に關して、第一に、一九六五年の米ソの条約案についてそれらは条約本文中に軍備制限軍縮措置を入れていなかったことに言及し、その根拠となる核兵器国の五つの議論を紹介し、非核兵器国側の態度としてインドによる不拡散のための五点よりなるプログラム、スウェーデン等による包括的核実験停止、兵器用分裂性物質生産停止の提案、さらに他の非核兵器国による米ソの核軍備の縮少の提案があったことを説明する。

第二に、一九六七年の同一条約案について、核兵器国は条約本文の中に軍備制限軍縮措置を取り入れずHPPDに一致した態度を示したこと、他方非核兵器国は、これに關する義務は前文における意図の声明や一般原則の宣言ではなく本文中に法的拘束力ある義務として取り入れられるべきであると主張したが、その核兵器国の義務の内容に關してはさまざまな考えがあった

ことを指摘する。

第三に、一九六八年一月の同一条約案は新しい第六条を取り入れたこと、しかしそれは個別の協定を締結するよう核兵器国を義務づけるものではないこと、非核兵器国はこれに対して軍備制限軍縮措置を特定し、時間的緊急性を強調し、もつと拘束力ある法的義務を課すべきだと主張したことを明らかにする。

第四に、一九六八年三月の共同条約案では前文および第六条にスウェーデン提案が取り入れられ、核兵器国はこの問題に対する彼らの真剣さを強調したが、著者はそこに核兵器国がLPDの論理を認めていることを指摘する。国連総会において、二三非核兵器国が条約案は差別を取り除くための十分な義務と責任を核兵器国に課していないと批判し、一九非核兵器国が第六条の義務はあいまいで主観的で意図の表明にすぎないと非難したと、個別的措施として一四非核兵器国は近い将来における包括的核実験停止を、九非核兵器国は兵器用分裂性物質の生産停止を、七非核兵器国は核兵器の生産凍結を、さらに四非核兵器国は核兵器および運搬手段の縮少を主張したことを明らかにする。

第五に、一九六八年五月の共同条約案およびそれ以後の動き

につき、NPTは核兵器国に対して十分な軍備制限軍縮義務を課していないという理由で総会の議論においてNPTを批判した四四非核兵器国のうち一四カ国はまだNPTを批准していないし、NPTを推奨する決議2373(XXII)に反対または棄権した二五カ国のうち一一非核兵器国は軍備制限軍縮措置を批判している国であると述べる。

「Ⅰ 安全保障」に関して、多くの非核兵器国は消極的安全保障を求め、いくらかの非核兵器国は積極的安全保障を求めており、この非核兵器国の立場は緩和されたLPDの安全保障に関する要件と一致すると述べる。

第一に、一九六五年の条約案は米ソともこれに関して何らの規定も含んでいなかったこと、米ソともNPTとの関連で非同盟非核兵器国に対し安全保障を提供する必要性を認識していたこと、米国の立場はHPDに一致し、コスイギン案はLPDと一致すること、非同盟非核兵器国は広い範囲のさまざまな消極的安全保障を提案し、非核兵器地帯の支持を表明し、コスイギン案を支持したこと、若干の非核兵器国は積極的安全保障を求めたことを記述する。

第二に、一九六七年の同一条約案にも安全保障に関する規定

は取り入れられなかったこと、この時期の非核兵器国の主張には、NPT当事国すべてに適用される広い消極的安全保障、コスイギン案、NPTに含まれる積極的安全保障の三つのタイプがあったが、ほとんどの非核兵器国は消極的安全保障に興味を示していたことを指摘する。

第三に、一九六八年一月の同一条約案について、メキシコが提案する非核兵器地帯に関する第七条が条約に取り入れられたことはLPDに一致するものであること、非核兵器国の主張する消極的安全保障は米國に拒否されたことを明らかにする。

第四に、一九六八年三月の安全保障理事会決議案は積極的安全保障であり、NATO、WTO諸国を含む二二カ国はこれを支持したが、多くの非核兵器国は以下の二つの理由により反対したこと、すなわち二五非核兵器国はそれが消極的安全保障を排除しているという理由で反対し、そのうち一〇カ国はまだ条約を批准していないこと、四一非核兵器国は安全保障理事会決議案が手続的および実体的な側面において十分な積極的安全保障を提供していないという理由により反対したことを明らかにする。

第五に、一九六八年五月の共同条約案において、米ソはNP

Tと国連憲章の下での武力不行使義務の関連を強調する条項を前文に挿入したが、安全保障に関する核兵器国の立場は完全にHPDと一致するものであったことを指摘し、多くの非核兵器国は安全保障理事会決議および関連した一方的宣言は十分な積極的安全保障を提供していないと述べ、この主張を行なった四一非核兵器国のうち一九カ国はまだNPTを批准していないこと、多くの非核兵器国の立場は緩和されたLPDの立場に一致するものであったことを述べる。

「Ⅲ 再検討、期間、脱退の規定」において、第一に、一九六五年条約案は米ソとも無期限で脱退の権利を規定し、米国案は条約の運用の再検討を規定していたことと言及し、著者は、再検討、期間、脱退の問題への関心は、NPT自体の中に特別な軍備制限および安全保障の措置を入れることを望む非核兵器国と、NPTを短期的にはそれ自体目的として別個に取り扱おうとする核兵器国との間の一種中間的な立場を形成していると分析する。

第二に、一九六七年の同一条約案は条約発効五年後の再検討会議を規定しており、核兵器国の軍備制限軍縮の達成を監視する任務を与えているのは少なくともLPDの論理を認めている

ことになると述べ、非核兵器国の立場は、再検討、期間、脱退の問題をNPTが効力を維持し続ける条件を厳しくするためのものと見なしており、LPDの立場に完全に一致すること、非核兵器国は再検討会議において、核兵器国が軍備制限軍縮の過程を継続する義務を履行している程度を検証し核兵器国に圧力をかけることを期待していたと述べる。

第三に、一九六八年一月の同一条約案は期間を二五年とし、その後無期限または一定期間の延長を多数決で決定すると規定したこと、再検討会議の範囲と頻度に関し、いくらかの非核兵器国は定期的な会議を提案したがもつとゆるやかなスウェーデン案が後に受け入れられたこと、再検討会議の決定は過半数によるという修正は拒否されたことを説明する。

第四に、一九六八年三月および五月の条約案で、米ソは再検討の範囲に前文の目的をも含め、以前のスウェーデン案を受け入れており、これはLPDの論理を再び認めていることになると述べる。

「Ⅳ 結論」において、著者は、NPTの交渉をふり返ってみることによりNPTを補強すべき軍備制限・安全保障制度に関する核兵器国と非核兵器国の考えがどれだけ異なっていたか

明らかにするとし、交渉の結果としての歩みよりもかかわらず最終的なNPTにおいてこれらの二つのクラスの国家に対する義務、期待、危険、特権は、実体においても法的拘束力においても大変異なっていること、最初の三条は非核兵器国に対し厳格で、特定した、物理的な、即時のまたは近い将来の義務を集合的に課しており、二つのクラスの国家を極めて不均衡に取り扱い明らかに差別的な義務の配分となっていること、それに続くNPTの四つの条項および安全保障理事会決議は、差別を解消するための試みであったが、核兵器国に対する義務はすべて勧告的で、推定的で、偶発的なもので不確定な将来にのみ履行されるものであること、これらは差別性を解消していかないことを明らかにする。

第四章「NPT再検討会議、一九七五年」において、著者は核兵器国の軍備制限・安全保障政策と非核兵器国による核兵器の取得との間の性格に関して一九七五年の再検討会議での議論を検討する。

「I 軍備制限軍縮措置」において、著者は、核兵器国が再検討会議でLPDの基本的な論理を認めながらも、軍備制限軍

縮措置に関する交渉継続の追加的義務を課すいかなる提案の審議をも拒否したこと、非核兵器国は核兵器国が第六条の下での義務を履行していないと考え、核兵器国が効果的な軍備制限軍縮措置を達成するよう圧力をかけたこと、非核兵器国はさらにこの義務は交渉を継続するだけでなく合理的時間内に実質的措置に合意する義務であると主張したこと、さらにメキシコのイニシアティブにより包括的核実験禁止に関する追加議定書案Iおよび米ソの核兵器能力の実質的削減に関する追加議定書案IIを提出したが、核兵器国およびその同盟国は、それは再検討会議の審議事項ではないこと、非現実的であること、恣意的であること、理由により直ちに拒否したことを説明し、最後に議長のThorssonが最終宣言の中に、核兵器国への特別の批判を避けながら、非核兵器国の関心のいくつかを取り入れたことを述べる。

「II 安全保障」について、著者は、核兵器国は安全保障理事会決議および関連した一方的宣言による積極的安全保障で十分であると主張したが、非核兵器国はそれらは不十分であることを主張し、ある非核兵器国はもっと強力な法的拘束力ある積極的安全保障を要請したこと、さらに多くの非核兵器国はLP

Dに従い核兵器国の核兵器の配備および許容される使用を制限すべきであると主張し、そのアプローチには、普遍的消極的安全保障を与えるべきであるとする追加議定書案Ⅱ、非核兵器国内における核兵器の配備の制限、非核兵器地帯の設置の三つがあったが、核兵器国はこれらのアプローチに全く関心を示さなかったことを述べ、結論的に著者は、核兵器国は消極的であれ積極的であれもっと進んだ安全保障に対する非核兵器国の要求に対応する必要性を全く感じていなかったと分析する。

「Ⅲ NPTの将来における再検討」において、著者は、将来の再検討も一九七五年の再検討会議におけるのと同じく、NPTをとりまく軍備制限・安全保障制度のタイプに関する核兵器国と非核兵器国の深い差異を示し続けるであろうと述べ、核兵器国はNPTが核兵器の水平的拡散を防止するために主として考えられた単一の副次的軍備制限措置とみなし続けるであろうし、ほとんどの非核兵器国はそれと対照的に、NPTは現在の核兵器国の核兵器能力を制限し非核兵器国のさまざまな安全保障の目的によりよく対応するような包括的かつ差別解消的な軍備制限・安全保障制度により拡大されなければならないと確信していることを明らかにし、一九七五年の再検討会議は、こ

のギャップをうめると感じさせ期待させるようなことは何もしなかったと結論する。

第五章「結論」において著者は、本書において核兵器国の軍備制限・安全保障政策と非核兵器国による核兵器の取得との間の関係の性質を探究したこと、まず第一章で、核拡散の防止に関心があるならば非核兵器国のさまざまな目的を満足させ、そのことによって独立した核兵器能力を得ようとするその意図を最小限にし、集合的に将来の核拡散を最小限にするような長期的な相互に両立する軍備制限・安全保障政策を確認しなければならぬことを明確にし、第二章では、核兵器国が非核兵器国のさまざまな政策目的を満足させ将来の核拡散を最小限にできる最も効果的な軍備制限・安全保障制度は緩和されたLPDであることを示すことを試みたことと述べ、第三、四章では、核兵器国の軍備制限・安全保障政策と非核兵器国の核決定の間の関係の性質に関する一九六五年から六八年のNPTの交渉の間および一九七五年のNPT再検討会議における核兵器国と非核兵器国の議論の多くは、HPDとLPDの間の議論とそれぞれ平行していることを示す試みであったと述べる。

最後に、もし緩和されたLPDの論理に説得力があり、もし核兵器国が現在の国際安全保障体制における大国として将来の核拡散を最小限にするという目的に真剣であるならば、核兵器国はこれらの義務を引き受けその代価を払う準備がなければならぬこと、逆に核兵器国がHPDを支持し続けるならば、それは核兵器国が将来の核拡散を最小限にすることに本当に真剣ではないことを示すし、核拡散が引き続き起こりやすいことを示すであろうことを結論として述べる。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

本書の最大の特徴は、核兵器不拡散問題に対する著者のアプローチにあると考えられる。核兵器不拡散条約は、主として、核兵器の拡散が国際の平和と安全を危うくするという認識およびそれが核軍縮に向けての第一歩となりうるという期待に基づいて成立したものであり、多くの国がこの条約に参加しているにもかかわらず、条約自体はかなり差別的な内容を含むものがあり、いくつかの重要な国は条約の外にとどまっているし、条約当事国も脱退する可能性が残されている。条約成立後も条約を履行していく過程において、さらに核兵器不拡散体制を強化することが必要であるが、その手段として二つのアプローチが

考えられる。まず第一は技術的な側面から核兵器不拡散を強化しようとする方法で、これは国際安全保障措置制度の強化、核物質、核装置、核技術などの輸出制限、あるいは拡散を防止できるような核燃料サイクルの検討などで、一九七〇年代後半に実際に採用されてきた方法である。第二の方法は、非核兵器国が核兵器を取得しようとする動機あるいは目的それ自体を他の方法で満たすことにより、問題の本質的な部分を取り扱うことにより不拡散体制を強化しようとする政治的なアプローチである。

著者がとるのは第二のアプローチであり、「非核兵器国が核兵器能力を得ることを決心すれば、それを防止できるような何らの政治的に見て現実的と思える輸出政策も保障措置体制もあるとは考えない。このように本書は、非核兵器国が核兵器の取得を決心すればそれを否定するような何らの長期的な手段もないという前提に立っている」と述べ、第二のアプローチにより、長期的な軍備制限・安全保障政策をもつばら取り扱うことを明らかにしている。他方、本書の序文を書いている Barnaby は、「拡散を防止できる核燃料サイクルを考案するのに付け加えて、核拡散を最小限にするような大国のための長期的な軍備

制限・安全保障政策を確認しなければならない」と述べ、両方のアプローチを示唆しており、著者のアプローチとは明らかに異なっている。

七〇年代後半に実際にとられた第一のアプローチよりも、著者の選んだ第二のアプローチの方が極めてすぐれていると考えられるのは、まず第一に、長期的な観点に立った場合、技術的な解決は一時的なものであって決して全面的な解決とはならないし、技術開発と共に価値がなくなるものであるからである。

第二に、もっと重要な理由として、輸出制限、保障措置の強化などの技術的な手段は、核兵器不拡散条約の差別性を解消するどころかかえってその差別性を助長する傾向にあるのに対し、第二のアプローチは、条約の差別性を核軍縮の進展および核兵器国の安全保障の強化という手段により解消させ、非核兵器国の目的自体を満足させることにより、核兵器取得の動機それ自体を取り除こうとするものであるからである。したがって著者が第二のアプローチを採択したことは本書の価値を極めて高いものにしてている。

次に、本書で行なわれている研究の方法論は、理論的研究とそれに関する実証的研究の二本立てである。まず理論的研究の

初めに、非核兵器国の核兵器取得の目的を軍事的安全保障と政治的威信という二つの側面から八つの場合に分けて検討しているが、それらの目的は網羅的でないにせよ問題のほぼ全域をカバーしていると考えられるので、非核兵器国の動機の研究としても秀れたものである。本書における研究の中心は、核兵器国の軍備制限・安全保障政策に対する姿勢を High Posture Doctrine と Low Posture Doctrine という二つの対照的な理論から引き出し、両理論のそれぞれが前述の非核兵器国の目的(1)―(8)をいかに満足させるかという観点から行なわれているところにある。これら二つの理論は極めて詳細にさまざまな側面から検討され対比されており、両理論の特徴が明らかにされており、さらにモデルとしての二つの理論の分析は包括的かつ緻密に行なわれているので、極めて説得力あるものとなっている。実証的研究の方も極めて詳細にわたり、核兵器国と非核兵器国の見解の対立を明白にしており、貴重な研究となっている。

最後に、本書の問題点であると考えられるのは、二つの理論の分析の後最善の理論として著者が採用する緩和されたLPDについてである。非核兵器国に対する安全保障に関し、HPD

が積極的安全保障を中心におき、LPDは消極的安全保障を中心に置くが、緩和されたLPDは一定の範囲で積極的安全保障の役割を認めるものである。著者は特に目的(1)(2)の達成のために残存的な積極的安全保障が必要であると結論している。その理由として、緩和されたLPDが将来の核拡散を最小限にするのに役立つと述べつつ、極端なLPDと緩和されたLPDとの違いは、「米ソの戦略バランスを低いレベルにすることおよび核兵器の使用または使用の威嚇を最小限にすること」という目的と、「核兵器の拡散を最小限にすること」という目的のどちらを選ぶかという問題であると述べる。かりに著者の主張するように緩和されたLPDが核兵器の拡散を最小限にするとしても、核兵器不拡散はそれ自体最終的な目的とはならないと考えられるし、その理論が核兵器の使用の可能性を増大し、核軍縮を阻害するようではかえって国際の平和と安全にとってマイナスではないかと考えられる。本書はその標題が示すように、核拡散を最小限にするための政策を検討しているものであるが、核兵器不拡散の問題はそれ自体最終的な目的と見なされるべきではなく、核兵器不拡散が核戦争の危険を減少させ核軍縮の達成を可能にするというさらに一歩進んだ目的を達成するた

め的手段として理解されるべきであると考えられる。

したがって著者の主張するように緩和されたLPDを採用することは、たとえ核拡散の防止に役立つとしても、それが核兵器の使用の可能性を増大し、核兵器の価値を高めることによって核軍縮への進展を阻害すると考えられるので、特に長期的な観点に立った場合には有効でないように思われる。

(一九八一・一〇・五)